

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国（仙台中税務署長）

平成26年1月17日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年9月19日判決、本資料262号－190・順号12040）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年8月9日判決、本資料261号－140・順号11730）

決 定

申立人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	都築 政則 ほか
相手方	甲
同訴訟代理人弁護士	関戸 勉 ほか

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年1月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸